

令和元年5月10日開会

令和元年5月10日閉会

令和元年三宅町議会 第2回臨時会会議録

三宅町議会

令和元年5月三宅町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	3
第 1 号 (5月10日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議員・理事者自己紹介	7
町長挨拶	8
臨時議長の紹介	9
開会の宣告	9
議事日程の報告	9
仮議席の指定	9
選挙第1号 議長の選挙	9
議席の指定	11
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
選挙第2号 副議長の選挙	12
選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任	13
選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任	13
各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告	14
選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	14
選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙	15
選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	16
同意第2号の上程、説明、採決	17
議案第25号、承認第1号及び第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
町長挨拶	22

閉会の宣告	22
署名議員	23

三宅町告示第54号

令和元年5月三宅町議会第2回臨時会を
次のとおり招集する

平成31年4月25日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和元年5月10日 金曜日
午後 1時30分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 三宅町議会常任委員会委員の選任
 - (4) 三宅町議会運営委員会委員の選任
 - (5) 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
 - (6) 国保中央病院組合議会議員の選挙

- (7) 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙
- (8) 監査委員の選任
- (9) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) (専決処分事項報告) 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (11) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年5月三宅町議会第2回臨時会

会期日程表

令和元年5月10日金曜日
令和元年5月10日金曜日
1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	5月10日 金曜日	午後1時30分	臨時会開会

令和元年5月三宅町議会第2回臨時会

招集の日時 令和元年5月10日金曜日午後1時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鯨 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
池 田 年 夫		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みやけイノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	岸 部 聖 司	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
会計管理者	吉 田 明 宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	川 人 哲 也		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鯨 実希子
------------	------------	------------	-----------

令和元年5月三宅町議会第2回臨時会

議 事 日 程

令和元年5月10日 金曜日

午後1時30分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会 期 の 決 定
- 日程第6 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第7 選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任
- 日程第8 選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第12 同意第2号 監査委員の選任について
- 日程第13 議案第25号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 承認第1号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第15 承認第2号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

◎議員・理事者自己紹介

○議会事務局長（中谷亮一君） 皆さん、こんにちは。議会事務局長の中谷でございます。

開会に先立ちまして、議員の方々に自己紹介をお願いしたいと思います。

1番、久保議員より順次お願いいたします。

○1番（久保憲史君） 久保憲史です。よろしくお願いいたします。

○2番（川齋実希子君） 川齋実希子でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（瀬角清司君） 伴堂出身の瀬角清司でございます。よろしくお願いいたします。

○4番（松本 健君） 松本です。よろしくお願いいたします。

○5番（渡辺哲久君） 渡辺哲久です。よろしくお願いいたします。

○6番（森内哲也君） 森内哲也です。よろしくお願いいたします。

○7番（辰巳光則君） 辰巳光則です。よろしくお願いいたします。

○8番（松田晴光君） 石見の松田晴光です。よろしくお願いいたします。

○9番（衣川喜憲君） 東屏風の衣川喜憲です。よろしくお願いいたします。

○10番（池田年夫君） 東屏風の池田年夫と申します。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（中谷亮一君） ありがとうございます。

続きまして、理事者の方、自己紹介をよろしくお願いいたします。澤井教育長におかれましては、本日、全国町村教育長会議により上京されており、公務により欠席されておられます。

それでは、自己紹介をよろしくお願いいたします。

○町長（森田浩司君） 三宅町長の森田浩司です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（松浦功治君） 副町長の松浦功治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） みやけイノベーション推進部の宮内秀樹です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（岡橋正識君） 総務部長の岡橋正識でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（吉田明宏君） 会計管理者の吉田明宏です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（森本典秀君） 教育委員会事務局長の森本典秀です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） まちづくり推進部長の江蔵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 住民福祉部長の岸部聖司と申します。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） 健康子ども局局長心得の植村恵美と申します。よろしくをお願いします。

◎町長挨拶

○議会事務局長（中谷亮一君） 次に、森田町長より挨拶をいただきます。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、改めましてこんにちは。

本日、ここに令和元年三宅町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、去る4月16日に告示されました三宅町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の大きな期待と信頼を担われ、議員となられましたことに、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

令和初代の三宅町議会議員として、住民の代表者たる全体の奉仕者の立場から、三宅町の発展を目指し、ご活躍されますようご祈念申し上げる次第でございます。

さて、地方を取り巻く情勢は、少子高齢化の進行が避けられない状況下、地域の振興と持続可能な自治体づくりが求められています。

このような中、よりよい町づくりを進めてまいるには、住民・議会・行政が町政について建設的な議論を交わし、それぞれの役割を分担して協力し合い、「オール三宅」で未来に向けた諸課題への取り組みを進めていくことが大切であると考えております。

そのためには、三宅町総合計画に掲げる基本理念であります「つながり、支え合い、安心できるまちをめざす」「出会い、高め合い、豊かな交流のあるまちをめざす」「郷土愛を育み、未来への希望を創造するまちをめざす」をもとに諸施策に取り組み、将来像の達成を目指していかなければなりません。

「すべての人が安心して住み続けられるまち」と「持続可能な自治体」を両立していくためにも、議員の皆様と私が意思決定機関と執行機関としてその役割を担い、いわば両輪となり、町政運営を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、住民の代表として格段のご理解とご協力、そして力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、令和に元号が改められ、新しい時代の始まりであるとともに、本臨時会は選挙後の初となる議会でございます。正副議長の選出並びに各委員会等の議会構成が定められました後、議員皆様方にご審議を賜ります議案につきましては、監査委員の選任同

意1件、条例の一部改正1件、専決処分事項報告の承認2件の重要案件をご提案申し上げております。何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎臨時議長の紹介

○議会事務局長（中谷亮一君） ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、年長の議員は池田年夫議員でありますので、ご紹介申し上げます。

池田議員、よろしくお願ひいたします。

（年長の議員議長席に着く）

○臨時議長（池田年夫君） ただいま紹介されました池田年夫です。どうかよろしくお願ひいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（池田年夫君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、ただいまから令和元年5月第2回三宅町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時29分）

◎議事日程の報告

○臨時議長（池田年夫君） 本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付されたとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（池田年夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（池田年夫君） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしましょうか。

（「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） ただいま指名推選の声がありましたので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことにいたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時37分）

○臨時議長（池田年夫君） ただいまより再開いたします。

（午後 1時41分）

○臨時議長（池田年夫君） お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、衣川喜憲君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました衣川君を議長の当選人と定めることにし、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（池田年夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました衣川君が議長に当選されました。

議長に当選された衣川君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

衣川君より、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） 議長の就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま皆様のご推挙により、議長という大役を受けることにいたしました。議長は議会の運営を速やかに行うとともに、一方、理事者側とは緊張のあるいい関係を保つことが役割だと認識いたしております。また、住民に開かれた議会を目指すために、これからいろんな改革を進めていかなければならないと考えております。今後、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、微力でございますが今後の三宅町発展のために尽力いたしてまいりたいと考えているところでございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長（池田年夫君） これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、衣川議長、議長席にお着きをお願いいたします。

（議長交代）

◎議席の指定

○議長（衣川喜憲君） それでは、会議を続けさせていただきます。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番、久保憲史君及び2番、川鱈実希子君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第5、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（衣川喜憲君） 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかがいたしますか。

（「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） ただいま指名推選の声がありましたので、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時47分）

○議長（衣川喜憲君） ただいまより再開します。

（午後 1時50分）

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、辰巳光則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました辰巳光則君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則君が副議長に当選されました。

副議長に当選された辰巳光則君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によっ
て、当選の告知をいたします。

辰巳光則君より、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

辰巳光則君。

○副議長（辰巳光則君） ただいま副議長に推挙されました辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

衣川議長とともに、三宅町発展のため全力で職責を全うしていきますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長（衣川喜憲君） 日程第7、選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条の規定により総務建設常任委員会及び福祉文教常任委員会の委員の定数は10名となっており、議員全員を議長において選任することに決定しました。

総務建設委員会委員に久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則君、松田晴光君、衣川喜憲、池田年夫君を選任いたします。

福祉文教委員会委員に久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則君、松田晴光君、衣川喜憲、池田年夫君を選任いたします。

◎選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長（衣川喜憲君） 日程第8、選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、議長において選任することに決定い

たしました。

議会運営委員会委員に久保憲史君、川緒実希子君、瀬角清司君、松本健君、渡辺哲久君、森内哲也君、辰巳光則君、松田晴光君、池田年夫君を選任いたします。

暫時休憩しますが、休憩中に各委員会において委員長、副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩いたします。

(午後 1時55分)

○議長（衣川喜憲君） ただいまより再開します。

(午後 2時00分)

◎各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告

○議長（衣川喜憲君） 休憩中に各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされたので、報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、森内哲也君、副委員長、松本健君。

福祉文教常任委員会委員長、渡辺哲久君、副委員長、久保憲史君。

議会運営委員会委員長、池田年夫君、副委員長、川緒実希子君。

以上、報告します。

◎選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（衣川喜憲君） 日程第9、選挙第3号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

式下中学校組合議会議員に渡辺哲久君、久保憲史君、辰巳光則君、衣川喜憲を指名します。
お諮りします。

ただいま指名しました渡辺哲久君、久保憲史君、辰巳光則君、衣川喜憲を式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました渡辺哲久君、久保憲史君、辰巳光則君、衣川喜憲が式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました渡辺哲久君、久保憲史君、辰巳光則君、衣川喜憲が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（衣川喜憲君） 日程第10、選挙第4号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

国保中央病院組合議会議員に辰巳光則君、衣川喜憲を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳光則君、衣川喜憲を国保中央病院組合議会議員の当選人と定め

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました辰巳光則君、衣川喜憲が国保中央病院組合議会議員に
当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則君、衣川喜憲が議場におられますので、会議規則第33条
第2項の規定によって当選の告知をします。

◎選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(衣川喜憲君) 日程第11、選挙第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の
選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたい
と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と
定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬角清司君が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会
議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第12、同意第2号 監査委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

はい、町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから1名の監査委員を議会の同意を得て選任を行うものであり、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所、奈良県磯城郡三宅町大字石見450番地の1。氏名、松田晴光。

生年月日、昭和25年10月30日。

何とぞよろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決したいと思います。

地方自治法第117条の規定によって、松田晴光君の退場を求めます。

（松田議員退場）

○議長（衣川喜憲君） この採決は起立で行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

松田晴光君に議場に戻っていただきます。

（松田議員入場）

◎議案第25号、承認第1号及び第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

日程第13、議案第25号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第15、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定についてまでの議案1件、承認2件を一括上程いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

議案第25号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日付でそれぞれ公布されたことに伴い、本条例において所要の改正を行う必要が生じたものであります。

主な改正の内容は6点となっており、ふるさと納税制度の見直しに伴い寄附金税額控除の整備。

軽自動車税のグリーン化特例について、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設、また、令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限定した上で新設。

軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設。

軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設。

個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、単身児童扶養者の記載事項の追加。

子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置として、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

以上の改正を行うものであり、条例の施行期日は令和元年6月1日ないし令和元年10月1日、及び令和2年1月1日ないし令和3年4月1日となっております。

次に、承認第1号(専決処分事項報告)三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日

付でそれぞれ公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、本条例において所要の改正を行う必要が生じたものであります。

主な改正の内容は4点となっており、消費税10%である場合の住宅取得において、個人住民税における住宅ローン控除期間を平成45年度分まで延長措置。

納税通知書が送達されるまでに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があることの要件を不要とする措置。

軽自動車税のグリーン化特例において、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除。

大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、及び電気通信回線の故障、災害その他の事由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置整備。

以上の改正を行うものであり、この専決処分を平成31年3月31日付で行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

次に、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月27日、国会で可決成立し、地方税法施行令の一部を改正する政令も平成31年3月29日に公布、4月1日に施行されたことにより、本条例において所要の改正を行う必要が生じたものであります。

改正の内容は、国民健康保険税について、医療分の限度額を58万円から61万円に引き上げるもの、及び税軽減の判定において、所得の判定上限額を世帯所属者1人当たり5割軽減については27万5,000円から28万円に、2割軽減については50万円から51万円に引き上げるものとするものであります。

この専決処分を平成31年3月31日付で行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で今臨時会に提出いたしました議案1件、承認2件の概要説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（衣川喜憲君） ただいま説明が終わりましたので、日程第13、議案第25号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第15、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件、承認

2件の総括質疑を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、最高限度額58万円を61万円に引き上げるというものであります。平成30年度の最高限度額以上の被保険者数、または世帯数はどのようになっているのかということであります。

そして、次に、国民健康保険税の医療分、基礎賦課分、後期高齢者支援金賦課分、介護保険納付金賦課分、これは幾らで、合計は幾らになるのでしょうか。

3番目に、国民健康保険税の所得割、均等割、平等割、そして後期高齢者支援分の所得割、均等割、平等割、そして介護保険の所得割、均等割の割合と額は平均してどのようになっているのでしょうか。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 議長の許しを得ましたので、回答いたしたいと思います。

10番議員、池田議員より、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての総括質疑に対する回答をさせていただきます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、最高限度額58万円を61万円に引き上げるというのですが、平成30年度の最高限度額以上の被保険者数または世帯数はどのようになっているかという質問でございます。回答いたします。

平成30年度最高限度額以上の被保険者数、世帯数、まず被保険者数は32名、世帯数12件でございます。

次に、国民健康保険税医療分、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分は幾らか、合計は幾らになるのかという質問でございます。

医療分は基礎課税分61万円と後期高齢者支援分19万円を合わせた80万円であり、それに介護分16万円を合わせた合計額96万円となっております。

次に、国民健康保険税の所得割、均等割、平等割、後期高齢者支援分の所得割、均等割、平等割、介護保険の所得割、均等割の割合と額は平均して幾らになるかという質問でございます。

（「岸部部長、質問まで言わなくてもいいです。答えだけ言ってください」と呼ぶ者あり）

○住民福祉部長（岸部聖司君） はい、わかりました。

3番の質問の部分に関して回答します。

基礎課税分の平均額は、所得割 3 万808円、均等割分 1 万5, 685円、平等割 1 万681円。

後期高齢者分の均等割額、所得割分 1 万923円、均等割分5, 464円、平等割分3, 766円。

介護分、平均額は所得割分 1 万2, 303円、均等割分 1 万113円。

以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 再質問。

○10番（池田年夫君） 結構です。

○議長（衣川喜憲君） はい。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第25号 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第14、承認第1号（専決処分事項報告）三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第15、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（衣川喜憲君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（森田浩司君） 三宅町議会第2回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会に提出いたしました各議案につきましては、原案のとおりご可決、ご承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今議会におきましては、議長に衣川喜憲議員が、副議長に辰巳光則議員が当選され、各常任委員会の正副委員長、式下中学校組合議員などの選任も行われ、新しい三宅町議会をスタートされました。

私を含め、職員一同、心新たに諸施策の推進に全力で取り組んでまいり所存でございます。

議員皆様におかれましては、今後とも力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ありがとうございました。

議員各位におかれましては、ご協力いただきましてありがとうございます。

また、慎重審議賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、第2回臨時会は閉会いたします。

(午後 2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議長

署名議員

署名議員